

入札公告

物品の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年１０月３０日

埼玉県知事 大野 元裕

記

１ 競争入札に付する事項及び予定価格（入札開始価格）

物件番号	品名	メーカー・規格	予定価格 (入札開始価格) (円)	入札保証金 (円)
自動車１	自動車	三菱・ｉ－ＭｉＥＶ	23,100	2,310
自動車２	自動車	トヨタ・プリウス	121,000	12,100
自動車３	自動車	ホンダ・ライフ	26,400	2,640

２ 参加資格

次の（１）から（１２）までのいずれにも該当しない者であること

- （１）施行令第１６７条の４の規定に該当する者
- （２）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年３月３１日付け入審第５１３号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- （３）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日付け入審第９７号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者注：「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - イ 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - （ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注：「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (5) 前記(3)又は(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (7) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (8) 入札参加申込みの手続が期限までに完了しない者
- (9) 日本語を完全に理解できない者。ただし、日本語を理解できる者が代理人として参加する場合は除く。
- (10) 埼玉県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (11) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (12) この入札の参加資格がない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 県ガイドライン及び契約条項の交付

県ガイドライン及び契約条項は、次のとおり交付する。

(1) 期間

令和7年10月30日(木)午後2時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

(2) 場所

埼玉県会計管理課のインターネット上のホームページ(※)から入手するものとする。

※ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1202/buppin/2015102101.html>

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(3) 期間(直接交付)

令和7年10月30日(木)から令和7年12月9日(火)までの各日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

ただし、10月30日(木)は午後2時から午後5時まで、12月9日(火)は午後0時までの交付となる。

(4) 交付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 別館1階

埼玉県 会計管理課 総務・物品管理担当

電話番号 048-830-5784

4 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み

この入札に参加しようとする者は、令和7年10月31日(金)午後1時から令和7年11月17日(月)午後2時までの間に、県ガイドラインに基づき、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。)により入札参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 本申込み

仮申込みを行った者は、県ガイドラインに基づき、クレジットカードにより速やかに入札保証金の納付を行うこととし、入札開始2開庁日前(令和7年11月28日(金))までに埼玉県が入札保証金の納付を確認できるようにすること。入札保証金の納付を確認した後、埼玉県において売却システムにより本申込み登録を行う。

なお、本申込み登録は、参加申込み(仮申込み)期間終了後の翌日以降に行うことし、本申込みの登録が完了しないと入札することができないので留意すること。

5 物件の下見期間及び場所

物件番号	期間及び時間	連絡先・物件所在地
自動車1 (三菱・i-MiEV)	【期間】 令和7年11月5日(水)から 令和7年11月6日(木)まで 【時間】 午前9時30分から午後4時まで (午後0時から午後1時までを除く。)	さいたま県税事務所 総務担当 電話 048-822-5190
自動車2 (トヨタ・プリウス)		さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 庁舎棟1階
自動車3 (ホンダ・ライフ)		※自動車1及び自動車3は庁舎棟地下駐車場で保管。 ※自動車2は別館車庫で保管。

※下見の際は事前に連絡先へ電話連絡をし、日時の調整をすること。

6 入札期間

令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

7 入札(開札)の場所

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する売却システム上

<https://kankocho.jp/gov/6066159483/?p=as>

8 開札日時

令和7年12月9日(火)午後1時10分から

9 入札方法

- (1) 物件ごとに、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム上で入札価格を登録する方法により入札を行う。

なお、この入札は1回に限り行うことができる。

- (2) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札は認めない。
(3) 入札者の都合による入札の取消しや変更を行うことはできない。

10 入札保証金

- (1) この入札に参加しようとする者は、県ガイドラインに基づき、クレジットカードにより、この公告において物件ごとに定めた入札保証金の額を、物件ごとに納付(一括納付)すること。入札開始2開庁日前(令和7年11月28日(金))までに埼玉県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができない。
(2) この入札保証金は、落札者以外の分は入札期間終了後全額返還し、落札者の分は契約保証金に全額充当するものとする。

なお、この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 前記 10 に定める入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額がこの公告において物件ごとに定めた額に達しない者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 入札者の求められる義務を履行しない者の入札
- (6) 入札に関して不正のあった者の入札
- (7) 同じ物件について 2 以上の入札を行った者の入札
- (8) 委任状のない代理人の入札
- (9) 他の入札者の代理を兼ねた者、又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (10) 施行令、埼玉県財務規則（昭和 39 年規則第 18 号）又はこの入札公告に違反した入札

12 落札者の決定等

- (1) 予定価格（入札開始価格）以上の額で最高の価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ（売却システム上の自動抽選）により落札者を決定するものとする。この場合くじを辞退することはできない。
- (2) 応札した者が 1 者の場合でも、入札は有効である。
- (3) 落札者がいない場合、再度入札は行わない。
- (4) 売払代金は、落札者の入札した価格とする。

13 契約書作成

契約書を作成する。

14 売払代金

売払代金のうち契約保証金を差し引いた金額（以下「売払代金の残金」という。）を、ペイジーにより、納付（一括納付）すること。納付期限（令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 2 時 30 分）までに納付すること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。
なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当する。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付したときは、契約保証金を売払代金の一部に充当する。
- (3) 納付期限（令和 7 年 12 月 23 日（火）午後 2 時 30 分）までに納付がない場合は、落札者は落札した物件を買い受けることができず、かつ、契約保証金は没収され、これを埼玉県に帰属させる。

16 問合せ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 別館 1 階
埼玉県会計管理課 総務・物品管理担当
電話番号 048-830-5784

17 その他

県ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守すること。

詳細は県ガイドライン等によること。